

2 保育士修学資金等貸付事業

[平成27年度実施状況]

1. 目的: 保育士の資格の取得をめざす学生に修学資金の貸し付けることにより、保育士の人材確保および定着を図る。
2. 事業の実施主体: 社会福祉法人三重県社会福祉協議会(10/10 補助)
3. 制度の概要
 - (1) 貸付対象者
県内の指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者
 - (2) 貸付額 月額5万円以内
 - (3) 貸付期間 最長2年間(指定保育士養成施設に在学する期間)
 - (4) 利子 無利子(連帯保証人が必要)
 - (5) 貸付人数 10人
各指定養成施設から推薦のあったものの中から、三重県社会福祉協議会の審査により決定した。
 - (6) 返還の免除 原則として、卒業してから1年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等において5年間児童の保護に従事したとき。

〔平成28年度取組方向〕

（保育士修学資金）

保育士修学資金貸付については新規の貸付人数を30人とする。（平成27年度に貸し付けを行った10人については引き続き貸し付けを行う予定）

それに伴い、貸し付け対象者の範囲について検討を行う。

（潜在保育士の再就職支援）【新規事業】

1. 目的：潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。

2. 事業の実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10／10 補助）

3. 制度の概要

（1）貸付対象者

以下の要件のすべてを満たす者。

1. 保育士登録後1年以上経過した者
2. 保育所等の施設（事業）を離職後1年以上経過した又は勤務経験のない者
3. 保育所等に新たに勤務（週30時間以上）する者

（2）貸付額 20万円以内（1回限り）

（3）利子 無利子（連帯保証人が必要）

（4）貸付人数 10人

（5）返還の免除 原則として、県内の保育所等において2年間引き続き児童の保護等に従事したとき。